

生農林第191号
令和6年9月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

生駒市長 小紫 雅史

市町村名 (市町村コード)	生駒市 (29209)
地域名 (地域内農業集落名)	大北地区 (高山町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後中心経営体が引き受けける意思のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が1.2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
イノシシによる被害が増えており、より一層の獣害対策が必要。
水路の老朽化や、農地への道がないなど、ハード面での不便さが生じてきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は、既存の認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体に集積させるとともに、認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農地台帳に登録のある農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手への農地集積・集約化を図り、耕作放棄地の発生を防止するために適正な農地管理を行う。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

耕作放棄地の集積・集約化をすすめ、農地中間管理機構に登録し、新規の経営体を担い手として確保するための取組を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道、用排水路の整備に係る補助事業を充実し、営農環境の整備に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手として認定新規就農者を積極的に受け入れる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等

【選択した上記の取組方針】

防除柵を整備し、鳥獣被害対策に取り組む。また、施設栽培等を行う既存の担い手に農地を集積し、耕作放棄地の拡大を防ぐ。